

# 中小企業静岡

2022

11

No.828

特集

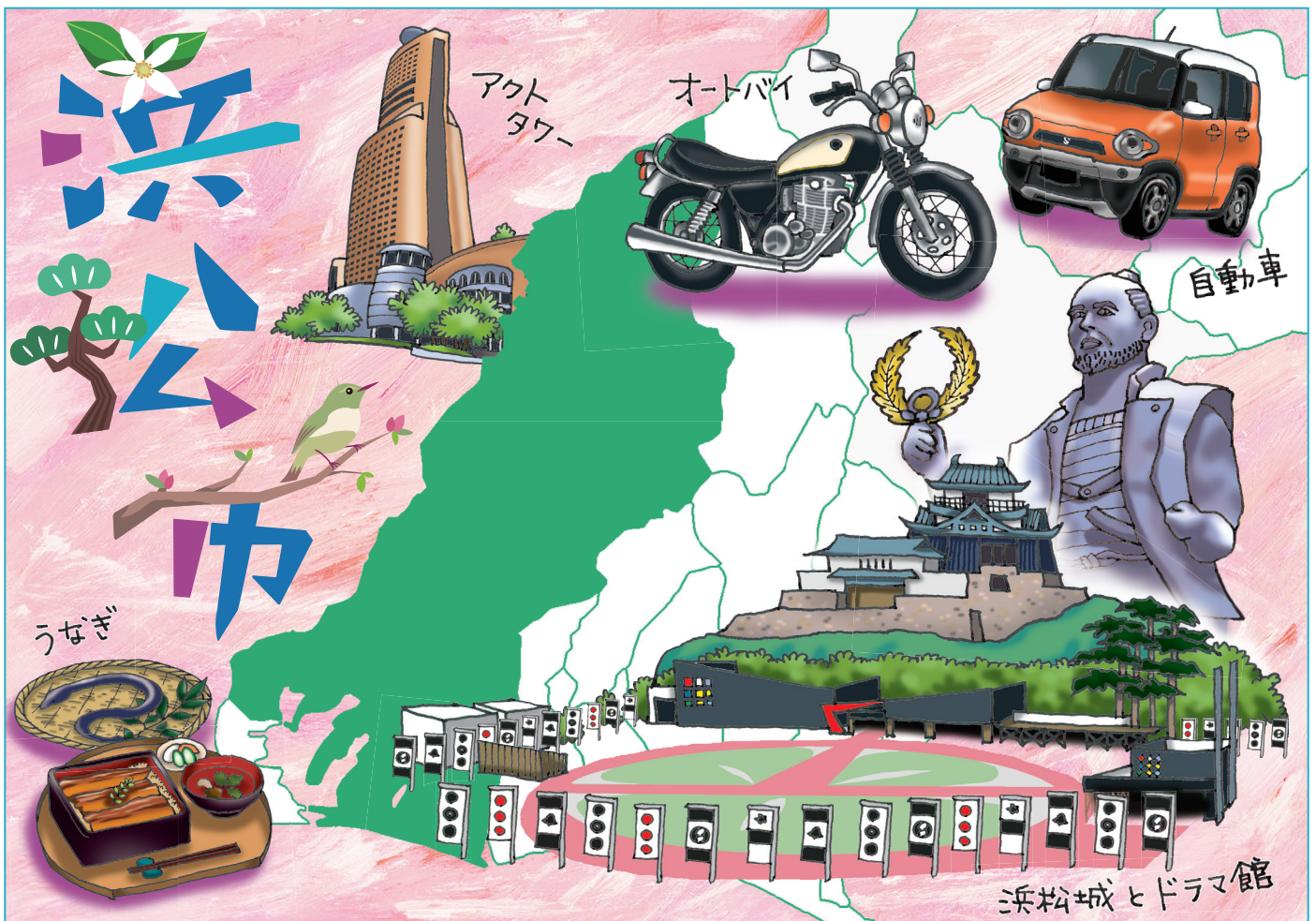
電子帳簿保存法改正への対応

Business Report

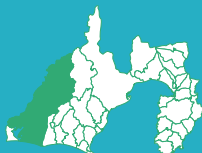
3年ぶりに日・タイ友好長政まつりを開催！ほか

Topics

ポータルサイト「みらデジ」を活用しよう！



ずお  
35  
市町めぐり  
浜松市



市の鳥：ウグイス  
市の花：ミカン

総面積：1,558.06km<sup>2</sup>  
人口：793,615人  
世帯数：351,337世帯  
(10/1現在)

- 浜松城とドラマ館…大河ドラマ「どうする家康」の放送に伴い、来年1月、浜松城公園東に大河ドラマ館がオープン予定。
- アクトタワー…県内一の高さ（212.77m）を誇る音楽文化・産業技術・情報通信など高次な都市機能を持つ複合ビル。
- 自動車、オートバイ…浜松を代表する産業。日本有数の「ものづくり都市」として輸送用機器・繊維・楽器など様々な産業・技術が集積。
- うなぎ…市の特産品。100年以上の歴史を持つ“うなぎ養殖”発祥の地。

# ハローワークの他にもあります。 人材を無料で 斡旋・紹介する公的機関

産業雇用安定センターは人材を送り出す企業と人材を受け入れる企業との間で  
様々な人材マッチングを行っている公的機関です。

約22万人の  
実績

## 受入企業

- 事業拡大・新規事業のため  
経験豊富な人材を採用したい

マッチング

## 送出企業

- 事業の整理・縮小により  
雇用調整を検討
- 従業員の再就職を支援したい

## 4つの特徴

**1** 全国約500名のコンサルタントがマンツーマンで対応します。  
送出者のキャリア、人物像及び希望職種を把握した上で、求人企業  
訪問による情報収集を行い、送出者へ求人の斡旋をすることできめ  
細やかな再就職支援を行います。

**2** 送出者に  
応募書類の添削、  
面接指導など  
マンツーマンで  
行います。

**3** 人事担当者へのアドバイスや支援、  
送出者との調整を行います。

**4** 全国47都道府県の事務所による情報網  
30年以上の実績と信頼

 公益財団法人 産業雇用安定センター

静岡事務所 〒420-0851 静岡市葵区黒金町11-7 大樹生命静岡駅前ビル12階 TEL 054-255-1343 FAX 054-652-3259  
浜松駐在 〒430-0928 浜松市中区板屋町110-5 浜松第一生命日通ビル13階 TEL 053-458-3621 FAX 053-458-3622

産業雇用

検索



# 中小企業静岡

2022  
NOVEMBER  
No.828

●インターネットでもご覧いただけます

中央会静岡 検索



トップページ中央右の  
「今月の中小企業静岡」をクリック!

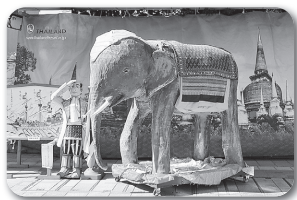
[https://www.siz-sba.biz/library\\_index.htm](https://www.siz-sba.biz/library_index.htm)

## INDEX

### 特集…… 2

電子帳簿保存法改正への対応

### Business Report …… 8



3年ぶりに日・タイ友好長政まつりを開催! ほか

### 景況ウォッチ …… 10

9月の情報連絡員月次景況調査より

### Topics …… 12

中小企業のデジタル化に役立つ情報を  
ワンストップで紹介  
ポータルサイト「みらデジ」を活用しよう!

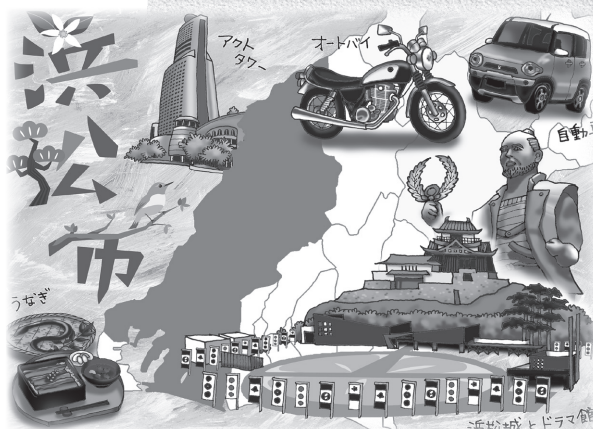
### Network …… 14

障害者 就労支援機器体験会の  
参加者募集 ほか

### 読者プラザ …… 16



一般社団法人  
静岡県中小企業診断士協会  
会長 鈴木 宣二



表紙絵／のむらうこ

# 特集

## 電子帳簿保存法改正への対応

令和4年1月、政府が進めるデジタル化・グリーン化政策の一環として、会計業務の生産性向上・記帳水準の向上などを目的とした改正電子帳簿保存法が施行されました。デジタルトランスフォーメーション（DX）推進の機運の高まりと同時に、今回の改正で抜本的な制度の見直しが図られたことで、多くの業種で帳簿・書類の電子化が瞬く間に進むとみられております。

そこで、本特集では、電子帳簿保存法の概要、主な改正事項、実務上のポイント等を紹介します。

※今回の改正により「電子取引データ保存(後述)」に該当する一部の取り扱いが、すでに義務化されております。現在は2年間の猶予期間中ですが、令和6年1月までに準備が必要です。

### 1 電子帳簿保存法とは

電子帳簿保存法（以下、電帳法）とは、各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。電帳法は平成10年7月に制定され、各産業でのデジタル化の進展により、企業の会計・税務分野においてもIT技術を活用したコスト削減及び業務効率化のニーズが高まっていたという背景があります。しかし、制定当初は制度の普及は順調には進みませんでした。これは、電子保存するための要件が厳しく、導入に積極的な企業が少なかったためです。その後、複数回にわたる改正で保存要件が緩和され、近年では帳簿書類の電子化に取り組む企業が増えています。

### 2 電子帳簿保存法の3つの区分

電帳法上、電磁的記録による保存は、大きく下記の3種類に区分されています。

#### ①電子帳簿等保存（区分①）

電子的に作成した帳簿・書類をデータのまま保存するもの。例えば、自らが会計ソフト等で作成した帳簿や決算関係書類などを「電子データのまま保存する」ことを指します。

#### ②スキャナ保存（区分②）

紙で受領・作成した書類を画像データで保存するもの。例えば、相手から受け取った請求書や領収書などを、スキャニングして保存することです。

#### ③電子取引データ保存（区分③）

電子的に授受した取引情報をデータで保存するもの。例えば、領収書や請求書などを紙でやりとりしていた場合には、その紙を保存しなければなりません。しかし、それらを電子データ（PDF等）で電子メールを利用して授受した場合等は「電子取引」に該当し、そのデータを保存しなければなりません。

### 3 電子帳簿等保存（区分①）に関する改正事項

#### (1) 税務署長による事前承認制度の廃止

これまで、電子的に作成した国税関係帳簿を電磁的記録により保存する場合には、事前に税務署長の承認が必要でしたが、事業者の事務負担を軽減するため、事前承認は不要とされました。

（電子的に作成した国税関係書類を電磁的記録により保存する場合も同様）

令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿又は保存を行う国税関係書類について適用

## (2) 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置の整備

一定の国税関係帳簿（注1）について優良な電子帳簿の要件（注2）を満たして電磁的記録による備付け及び保存を行い、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書をあらかじめ所轄税務署長に提出している保存義務者について、その国税関係帳簿（優良な電子帳簿）に記録された事項に関し申告漏れがあった場合には、その申告漏れに課される過少申告加算税が5%軽減される措置が整備されました。

（申告漏れについて、隠蔽し、又は仮装された事実がある場合には、本措置の適用はありません。）

令和4年1月1日以後に法廷申告期限が到来する国税について適用

（注1）一定の国税関係帳簿とは、所得税法・法人税法に基づき青色申告者（青色申告法人）が保存しなければならないこととされる総勘定元帳、仕訳帳、その他必要な帳簿（売掛帳や固定資産台帳等）又は消費税法に基づき事業者が保存しなければならないこととされている帳簿をいいます。

（注2）電子帳簿の保存要件概要（下表）の“優良”の要件をご確認ください。

## (3) 最低限の要件を満たす電子帳簿についても、電磁的記録による保存等が可能

正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）に従って記録されるものに限られます。他の要件については、電子帳簿の保存要件の概要（下表）の“その他”の要件をご確認ください。

令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿について適用

### 「電子帳簿の保存要件の概要」

保存要件概要	改正前	改正後	
		優良	その他
記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること	○	○	-
通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること	○	○	-
電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること	○	○	-
システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）を備え付けること	○	○	○
保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと	○	○	○
検索要件	①取引年月日、取引金額、取引先により検索できること	○	-
	②日付又は金額の範囲指定により検索できること	○	○※1
	③2以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること	○	○※1
税務署員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしておくこと	-	-※1	○※2

※1 保存義務者が、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索要件のうち②③の要件が不要となります。（後述のスキヤナ保存及び電子取引についても同様）

※2 “優良”の要件を全て満たしているときは不要。

### 実務上のポイント

#### 【対象となる帳簿は？】

##### ●自己がコンピュータを使用して作成する帳簿

（例）仕訳帳、総勘定元帳、経費帳、売上帳、仕入帳など

※一部の帳簿のみを電子データによって保存することもできます。

（例：仕訳帳と総勘定元帳を電子データで保存し、他の帳簿は紙で保存する。）

※作成する過程で一部を手書きで記録するなど、一貫してコンピュータを使用して作成しない帳簿については、この制度の適用は受けられません。

※過少申告加算税の軽減措置の適用を受けるためには、青色申告者が保存しなければならないこととされる仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿の全てについて、優良な電子帳簿の要件に従って保存等を行う必要があります。

## 【対象となる書類は？】

- 自己がコンピュータを使用して作成する決算関係書類（例）損益計算書、貸借対照表など
- 自己がコンピュータを使用して作成して取引相手に交付する書類の写し（例）見積書、請求書、納品書、領収書などの“控え”

## 【必要な手続きは？】

- 電子帳簿の開始に当たって、特別な手続は、**必要ありません**。  
令和4年1月1日以後は、事前に税務署長の承認を受ける必要もなく、任意のタイミングで始められます。ただし、帳簿の電子保存については、原則、課税期間の途中からの適用はできません。  
優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置等の適用を受けるためには、所轄税務署長宛、**あらかじめ（※）、届出書を提出する必要があります**。  
（※）軽減措置等の適用を受けようとする国税の法定申告期限までに、その届出書を提出した場合には、あらかじめ、提出があったものと取り扱います。
- 要件を満たすかどうか確認するための**認証制度及び相談窓口**があります。  
市販のソフトウェア等で機能要件を満たすと認証を受けた製品には、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）の認証マークが付されています。また、独自開発されるシステムを対象に税務署及び国税庁に事前相談窓口を設けています。

## 4 スキャナ保存（区分②）に関する改正事項

### (1) 税務署長による事前承認制度の廃止

令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用

### (2) タイムスタンプ要件、検索条件の緩和等

- ①タイムスタンプ（注1）の付与期間が、記録事項の入力期間と同様、最長約2か月と概ね7営業日以内とされました。  
（注1）タイムスタンプとは、保存データが「改ざんされていない原本書類である」ということ、いわば原本性を証明するもの。電子データと時刻を組み合わせて構成されており、(a)スタンプを付与する時間にデータが確実に存在していたこと、(b)スタンプの付与を受けた時間からデータが変更されていないことの2点を証明する手段となります。
- ②受領者等がスキャナで読み取る際の国税関係書類への自署が不要とされました。
- ③電磁的記録について訂正又は削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認することができるクラウド等（注2）において、入力期間内にその電磁的記録の保存を行ったことを確認することができる場合は、タイムスタンプの付与に代えることができることとされました。  
（注2）訂正又は削除を行うことができないクラウド等も含まれます。
- ④検索要件の記録項目について、取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先に限定されるとともに、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じる場合には、範囲指定及び項目を組み合わせて条件を設定できる機能の確保（3頁「電子帳簿の保存要件の概要」帳簿の検索要件②及び③に相当する要件）が不要となりました。

令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用

### (3) 適正事務処理要件（注3）の廃止

（注3）相互けん制、定期的な検査及び再発防止策の社内規程整備等のことをいいます。

令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用

### (4) スキャナ保存された電磁的記録に関連した不正があった場合の重加算税の加重措置の整備

適正な保存を担保するための措置として、スキャナ保存が行われた国税関係書類に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が整備されました。

令和4年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用

## 実務上のポイント

## 【対象となる書類は？】

- 取引相手から受け取った書類
- 自己が作成して取引相手に交付する書類の写し（例）契約書、見積書、注文書、請求書、領収書など

**【必要な手続きは？】**

- スキャナ保存の開始に当たって、特別な手続は、原則（※）**必要ありません**。  
令和4年1月1日以後は、事前に税務署長の承認を受ける必要もなく、任意のタイミングで始められます。また、スキャナ保存は書類の種類ごとに行うことができます。
- （※）過去分重要書類のスキャナ保存には、届出書を提出する必要があります。
- 要件を満たすかどうか確認するための**認証制度及び相談窓口**があります。（4頁と同様）

**5 電子取引（区分③）に関する改正事項**

**(1) タイムスタンプ要件及び検索要件要件の緩和**

タイムスタンプ要件に係るタイムスタンプの付与期間及び検索要件に係る検索項目について「スキャナ保存（区分（2））に関する改正事項」の2. ①と④と同趣旨の改正が行われたほか、基準期間（注）の売上高が1,000万円以下である方（小規模な事業者）について、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索要件の全てが不要とされました。

令和4年1月1日以後行う電子取引について適用

（注）「基準期間」とは、個人事業者については電子取引が行われた日の属する年の前々年の1月1日から12月31日までの期間、法人については電子取引が行われた日の属する事業年度の前々事業年度をいいます。

**(2) 適正な保存を担保する措置として、電磁的記録の保存に係る見直しの実施**

① 申告所得税及び法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、その電磁的記録の出力書面等の保存をもってその電磁的記録の保存に代えることができる措置は、廃止されました。

※ 消費税における電子取引の取引情報等に係る電磁的記録については、引き続き出力書面による保存が可能です。

令和4年1月1日以後行う電子取引について適用（注）

（注）令和5年12月31日までに行う電子取引については、保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えありません（事前申請等は不要）。令和6年1月からは保存要件に従った電子データの保存が必要ですので、そのために必要な準備をお願いします。

② 電子取引の取引情報に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が整備されました。

令和4年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用

**実務上のポイント**

**【保存すべき電子データは？】**

- **紙でやりとりしていた場合に保存が必要な情報**が含まれる電子データ  
（例）請求書、領収書、契約書、見積書など  
※ 受け取った場合だけでなく、送った場合についても保存が必要です。  
※ 例えば、電子メールの本文・添付ファイルで請求書に相当する情報をやりとりした場合や、WEB上でおこなった備品等の購入に関する領収書に相当する情報がサイト上でのみ表示される場合には、それぞれの電子データを保存する必要があります。（PDFやスクリーンショットによる保存も可）

**【どのように保存する必要があるのか？】**

- **改ざん防止のための措置**をとる  
「タイムスタンプ付与」や「履歴が残るシステムでの授受・保存」といった方法以外にも「改ざん防止のための事務処理規程を定めて守る」でも構いません。
- 「日付・金額・取引先」で**検索**できるようにする  
専用システムを導入していなくても、①索引簿を作成する方法や、②規則的なファイル名を設定する方法でも対応が可能です。  
※ 2年（期）前の売上高が1,000万円以下であって、税務調査の際にデータのダウンロードの求め（税務職員への提示等）に対応できる場合には、検索機能の確保は不要です。
- **ディスプレイ・プリンタ**等を備え付ける

電子帳簿保存法の取扱通達やQ&Aについては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されていますので、こちらをご確認ください。

静岡県中央会では、連携組織経営力支援強化事業（デジタル化枠）を活用し、電子帳簿保存法に関する様々な課題に対して、専門家派遣や研修会開催によってその解決を支援いたします。  
詳しくは、情報課（054-254-1511）までお気軽にご連絡ください。

組合のデジタル化、はじめの一歩に

Digitization Support Center

# 中小企業組合 デジタル化サポートセンター



デジタル化で  
ペーパーレスや  
業務効率化を図りたい

どのように  
デジタル化を  
進めればよいか分からない

ITに詳しい人材を  
育てたい  
スキルを身につけたい

## 経営課題の解決を目指す 『デジタル化』を後押しします 組合のデジタル化の取組み

普及啓発  
情報提供

現場診断  
課題把握

改善提案  
ツール紹介

中小企業組合デジタル化サポートセンターでは、組合のデジタル化促進をお手伝いします。ご相談は、中央会Webサイト サポートセンターのバナーから専用ページにアクセスしてください。相談フォームがありますので、そちらからお問い合わせください。どんなご相談でも、お気軽にお寄せください。

### 例えば、

組合から組合員に送る請求書類をペーパーレス化したい  
組合のホームページを見直したい、動画をうまく活用したい  
店頭販売のキャッシュレス化とWeb販売を強化したい 等



本件に関するお問い合わせ先 静岡県中小企業団体中央会 TEL : 054 (254) 1511 担当 : 情報課



三井住友海上は、持続可能な社会の実現に取り組みます

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



# SDGsで 人の暮らしを守る

防災・減災や安全なまちづくりに貢献

## 防災・減災や災害発生時における支援ツール

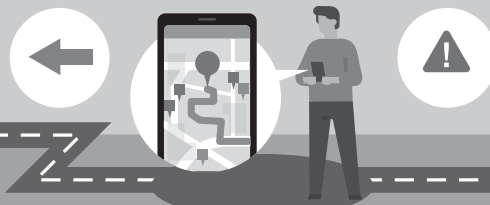
スマ保災害時ナビ



防災情報をリアルタイムにプッシュ通知し、  
安心・安全な避難行動をサポートする多言語対応アプリ



地図やカメラで  
避難所までのルート案内



地図上にハザードマップを表示し  
安全なルートを確認

### 防災・減災情報

防災・減災の豆知識や交通安全のセルフ診断等、イラストで楽しく学べる各種コンテンツをご覧ください。



## ドライブレコーダーによる 安心・安全なまちづくり

自動車保険×専用ドライブレコーダー



事故の危険性が高い場所を通知

HELPNET\*と連携した通報機能による  
警察・消防への出動要請

\*HELPNETとは、株式会社日本緊急通報サービス社が提供する「緊急通報サービス」です。

MS&AD 三井住友海上

三井住友海上は、レジリエントでサステナブルな社会\*をめざします。  
\*外部環境にシなやかに対応する、持続可能な社会



## 3年ぶりに日・タイ友好長政まつりを開催！

静岡浅間通り商店街振興組合

静岡浅間通り商店街振興組合（藤若道子理事長）は、10月1日（土）に第35回日・タイ友好長政まつりを開催した。新型コロナウイルス感染拡大の影響により長らく中止を余儀なくされてきたが、感染防止対策を徹底したうえで「平成安倍の市」と共催するかたちで、2019年以来の開催となった。

長政まつりは、駿河国馬場町（今の浅間通り）出身とされ、日本とタイの交流の架け橋となった山田長政にならい、両国の親睦を推進する「日・タイ友好事業」として、様々なタイ文化の魅力を紹介している。

2004年からは在京タイ王国大使館・タイ国政府観光庁の大々的な後援を受けており、観光庁ブースでのタイ紹介コーナーをはじめ、タイ料理や雑貨の屋台などの出店が多くみられるようになった。現在では、地方都市の一商店街としては類例のない国際的なイベントへと発展している。

今回の企画として、静岡浅間木遣保存会による伝統木遣や、静岡大学よさこいサークル「お茶ノ子祭々」によるオリジナル曲を使用した演舞などの披露があり、来場者を楽しませていた。

先述のよさこいサークルのほかにも、多くの学生たちがまつりに参加した。静岡大学地域創造学科の学生は5番街にてこども広場を運営。日本とタイの伝統的な遊びを紹介し、子どもたちを楽しませていた。静岡英和学院大学の学生は、まつりの準備から片付けまでの作業をボランティアとして行ったほか、タイの伝統衣装を着て来場者の対応をするなど、地元の若い力の活躍が目立ったまつりとなった。

なお、同組合では台風15号被災者へのお見舞いのための募金箱を設置し、来場者からの募金とこの日の収益金の一部を静岡市へ届けた。

■組合HP：<http://www.sengendori.com/index.html>



▲会場の様子



▲静岡浅間木遣保存会による伝統木遣

## こども達の防災意識の向上を！ こども防災体験会開催

焼津環境緑化事業協同組合・同青年部会

焼津環境緑化事業協同組合（村田昌弘理事長）及び同青年部会（櫻井僚会長）は、10月22日（土）に石津西公園（焼津市）にて、「こども防災体験会」を開催した。

本イベントは、同青年部会が中心となり、こども達が防災体験を通じて、防災の知識だけでなく、事前訓練の大切さを認識することを目的としたもので、地元の小学生やその保護者など26名が参加した。

当日は、かまどベンチの組み立て方やマンホールトイレの使い方を青年部会のメンバーが身振り手振りを交えながらこども達に説明した。こども達は熱心に話を聞き、実際に体験することで知識を深めた。

会場となった石津西公園は、同組合が管理する指定管理公園で、普段は市民が憩い、遊びを楽しむための地域コミュニティの場であるとともに、市内最大規模の防災公園である。災害時には焼津市消防防災センターと直結した避難地に指定されており、救援機能および復旧活動の拠点機能を担うなど地域の防災拠点となっている。

櫻井会長は「今回の体験会を機に家族で改めて防災について話をしてもいい、防災意識を高めていただきたい」と語った。

同組合は、市内の造園業者を中心とした焼津市都市公園の指定管理を行う組合である。今春、組合員企業の若手経営者や後継者らが中心となり、若い世代の公園利用に向けたPR活動を行うため、青年部会を立ち上げた。今後、第2弾として防災食・防災グッズの体験会などの活動を行っていく予定である。今後も同組合青年部会の活動に注目していきたい。



▲説明を行う櫻井会長



▲マンホールトイレの説明



▲かまどベンチの使い方を学ぶ親子



## 業界PRイベント 「ザ・ビルフェス2022」を開催

静岡県ビルメンテナンス協同組合

静岡県ビルメンテナンス協同組合（櫻井貴彦理事長）は、9月21日（水）にグランシップ（静岡市駿河区）にて、業界PRイベント「ザ・ビルフェス2022～人が集まる、人がつながるヒミツ～」を開催した。

当日は、組合や組合員、関連企業として設備・メンテナンスメーカーなど多数の企業がブースを出展するとともに、荷物運搬業務などの重労働をアシストするパワードスーツの体験コーナーや、ビルメンテナンス業界で活躍する設備機器（AI搭載の最新ドローンやロボットクリーナー）のデモンストレーション、ミニゲームコーナー、お楽しみ抽選会などが行われ、多くの来場者で賑わった。

建物の清掃・環境衛生・設備保守・保安警備などを行うビルメンテナンス業は、売上高に対する人件費の比率が高い労働集約型産業として知られている。近年では、深刻化する人手不足を背景に、人材の確保が重要な経営戦略の一つとなっている。

こうした状況の中にあって、本イベントでは「人が集まる、人がつながるヒミツ」としたサブタイトルが付けられ、業界PRや組合パンフレットの配布とともに、女性社長がけん引する（株）セイセイサーバー（組合員）の取組事例（自社における女性活躍推進活動として「えるぼし認定の取得」や障がい者の自立就労支援（清掃のトレーニング）・障がい者雇用、正社員だけでなく現場契約社員に対する人事考課制度や現場提案・表彰制度など）を紹介するパネルが展示された。



▲開会挨拶をする櫻井理事長



▲パワードスーツ体験コーナー

## 第31回各県青年部交流会開催

静岡県電気工事工業組合 青年部会

静岡県電気工事工業組合 青年部会（鳥羽哲次会長）は、10月1日（土）～10月2日（日）にパレスホテル掛川（掛川市）にて、4年ぶりの開催となる「第31回各県青年部交流会」（中部電気工事工業組合連合会青年部主催）を担当県として開催した。

交流会は昭和63年の連合会青年部結成時から続く一大行事で、業界の変革や今後の企業経営を見据えた研修の場を確保することと、同世代同業種での交流の場を築くことを目的としている。今年度は愛知・岐阜・三重・長野・静岡から、各県電気工事組合青年部のメンバー 100名以上が出席した。

多様性の時代において、まだまだ男性社会と言われる電気工事業界では、“男性、女性が共に働きやすい職場”を目指し、様々な取り組みが行われている。こうした背景から、今年度の交流会では「芽生えたチカラと躍進！ 見せる仕事と今後の課題」をテーマとして、ジェンダーレスに関する講演会を行ったほか、中部電力駿遠変電所での視察研修を行い、業界の今後に向けて全体のスキルアップを図った。また、懇親会では各県青年部のPRが行われ、参加者同士で久しぶりの再会を喜んだ。

鳥羽会長は「4年ぶりの開催で各県の方々も楽しみにされており、無事開催できてよかった。静岡県の青年部役員・会員の皆さんの協力のおかげで楽しく学びのある場にできた」と語る。

静岡県電気工事工業組合では、昨年女性部を立ち上げており、今後は女性部と青年部がタッグを組み、業界を牽引する新しい活動基盤を目指す。



▲交流会の様子



▲交流会 開催風景

# 景況ウォッチ

組合活性化情報

内閣府が10月11日に公表した2022年9月期の「景気ウォッチャー調査(全国版景気動向調査)」によると、9月の景況を示す現状判断DI(季節調整値)は、前月差2.9ポイント上昇の48.4(基準値50.0)となった。また、2,3ヵ月先の景況を予測する先行き判断DI(季節調整値)は前月を0.2ポイント下回る49.2となった。

今回の調査結果に示された景気ウォッチャーの見方は、「景気は、持ち直しの動きがみられる。先行きについては、価格上昇の影響等を懸念しつつも、持ち直しへの期待がみられる。」とまとめている。

## 概況

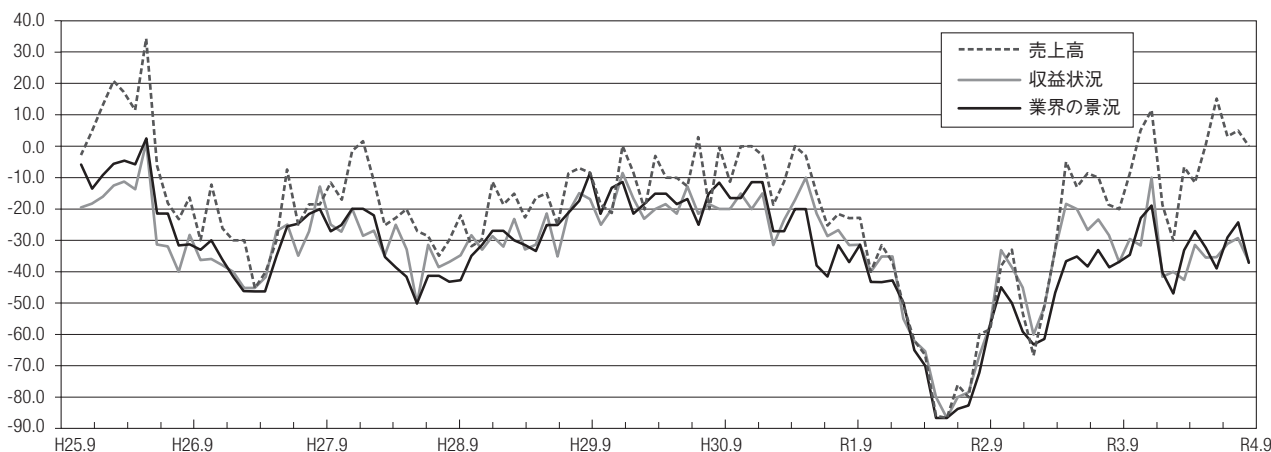
- 2022年9月のDI値は、前月との比較において、「雇用人員」を除く8指標が悪化した。非製造業が横ばい傾向を維持している一方、製造業の落ち込みが大きく、全体が悪化した。製造業、非製造業ともに、依然、原材料やエネルギーコストの高騰、コストアップを価格転嫁できない厳しい状況を訴えている。
- 「製造業」では、前月との比較において、「在庫数量」を除く8指標が悪化。「在庫数量」のみ改善した。6月から続いていた「売上高」のプラスDI値はマイナスに転じ、「収益状況」はマイナス20.0ポイント、「業界の景況」はマイナス16.7ポイントと大きく悪化した。水産食料品製造業からは「製造原価に係るコスト増を売値に転嫁しきれず赤字の状態から脱却できずにいる。新たな設備投資や既存設備の老朽化に伴う大型修繕などに踏み切れない」とのコメントが寄せられた。
- 「非製造業」では、前月との比較において、「販売価格」「収益状況」「資金繰り」「雇用人員」の4指標が改善。「売上高」「業界の景況」を含むその他4指標が悪化した。地域クーポンや静岡県民割等による好影響が出る一方で、県内に大きな被害を及ぼした台風15号など天候不順による影響が数多く寄せられ、景況に影を落とした。燃料小売業からは「台風15号により県西部から中部にかけて給油所の設備機器に被害が出た。整備工場では、預かり車両が水没するなどの被害が出ている」と寄せられた。

## DI値の推移 ※DI値 = [(増加・好転組数 - 減少・悪化組数) / 対象組数] × 100

	売上高	在庫数量	販売価格	取引条件	収益状況	資金繰り	設備操業度	雇用人数	業界の景況
2022.9	0.0	-6.8	27.1	-16.9	-37.2	-23.7	-6.7	-10.1	-37.3
DI値	☁	☀	☀	🚩	☂	☂	☁	🚩	☂
2022.8	5.2	-6.9	32.8	-8.6	-29.3	-19.0	6.6	-13.8	-24.1
2022.8→2022.9	-5.2↓	0.1↓	-5.7↓	-8.3↓	-7.9↓	-4.7↓	-13.3↓	3.7↑	-13.2↓

+0.1以上…☀ ±0.0～-10.0…☁ -10.1～-20.0…🚩 -20.1～…☂ なお、「在庫数量」のみマイナス値が大きいほど好転を示している。  
※基準値±0.0=前年同月比横ばい。

## 主要三指標DI値推移(過去10年間)



(2022年9月の情報連絡員月次景況調査より)

静岡県中央会に設置されている情報連絡員〔協同組合等の役職員60名に委嘱〕による毎月の景況調査の概要です。集計結果の詳細は、本会ホームページ (<https://www.siz-sba.or.jp>) でご覧になれます。

## 業界の声

### ■製造業

水産食料品	<ul style="list-style-type: none"> <li>水産業界で特に必要とする冷蔵設備での、電気料金(燃油調整費)高騰による費用増大が、運営を危うくしている。</li> <li>電力料金やガス代、ガソリン代など製造原価に係るコスト増を売値に転嫁しきれず赤字の状態から脱却できずにいる。この状況が続けば赤字決算は免れず、新たな設備投資や既存設備の老朽化に伴う大型修繕などに踏み切れない。</li> </ul>
織物	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産コストの上昇と受注難。物価高の進展によりアパレル製品の購買意欲が低下すれば、さらに景況が悪化することもある。</li> <li>業況は、好転していない。コストアップ要因が多く(海外からの原材料の高騰、加工工程の加工賃アップ等)受注もそれに伴って上向かず、仮需もあまりないため多品種少ロットの生産を余儀なくされている。この状況が続くそう。</li> </ul>
宗教用具	<ul style="list-style-type: none"> <li>売上が好転している企業が一部あるものの、前年並みもしくは減少している企業が多くみられる。収益状況については資材高騰の割には値上げによって何とか吸収できているのが現状。</li> </ul>
製材業、木製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>台風15号により静岡市内山間地の街道が立ちこちて被害を受けた。大型車両の通行が制限され、原木の出材に支障が出ている。浸水の被害を受けた事業所もある。市況がデリケートな場面だけに、イレギュラーな要因による悪影響が危惧される。</li> </ul>
印刷	<ul style="list-style-type: none"> <li>資材の値上げを受けてもらえない企業がまだある。最低賃金の対応により、更に厳しい状況となる。</li> </ul>
骨材・石工品等	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備維持費等の増加や燃料費のコストアップにより売上増でも収益に変化はない。全体的には売上は減である。</li> </ul>
金属製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車メーカーの不安定な生産体制及び亜鉛等の原材料高。</li> <li>全体的には上昇傾向にあるが、企業のばらつきが目立ってきた。</li> <li>円高・電気料金の高騰</li> </ul>
生産用機械器具	<ul style="list-style-type: none"> <li>材料費等については容赦なく値上げされてきているが、取引先の価格は上がらず、厳しい状況が続いている。</li> <li>急激なインフレから、先行き景気減速懸念材料多く、最近の受注引き合い件数が一転減少傾向にある。</li> </ul>
電気機械器具	<ul style="list-style-type: none"> <li>大型冷蔵庫は好調な販売が継続しており、高水準の生産が続いている。</li> <li>家庭用・業務用エアコンは一部の輸入部品の調達問題が継続しているため制約はあるが、需要最盛期での部材の調達難による生産減少を補うためピーク時並みの生産となった。</li> </ul>
輸送用機械器具	<ul style="list-style-type: none"> <li>原材料等高騰下、下請け製造業では価格転嫁(受注単価の見直し等)は、ブラックボックス化している。</li> <li>部品の調達も徐々に回復しており生産量も回復してきた。ただ、原材料や物流費など調達コストの上昇もあり、収益改善には不安要素も多い。</li> <li>新型コロナウイルスのBA変異種感染もいまだ高水準であるが、自動車産業をはじめとする製造業では、感染対応対処もそれなりに慣れてきた状況の中で、生産活動は活発化している。</li> <li>受注量が少なく厳しい状況が続いている。</li> <li>自動車業界に於いて9月期は生産遅れ挽回計画が入り生産は順調に推移したが、10月期の生産は半導体の不足により生産調整が実施される見通しであり不安定な状況が続く。</li> </ul>

### ■非製造業

セメント卸売業	<ul style="list-style-type: none"> <li>相次ぐ台風の影響により、2か月振りに前年実績を下回った。上期としては、公共・民需共に低調で前年割れとなる。</li> </ul>
各種商品卸売業	<ul style="list-style-type: none"> <li>急激な円安、原油高、原材料高、輸送コスト増により製造原価がかつてないほど高騰しており、非常に厳しい経営環境となっている。</li> </ul>
鮮魚小売業	<ul style="list-style-type: none"> <li>小売業については週末を中心に来客数がコロナ前の水準に戻しつつあるが、売上の伸びにはつながっていない。業務卸も同様である。また、原材料やエネルギーの価格上昇に伴うコスト増で収益力の更なる悪化が懸念される。</li> </ul>
燃料小売業	<ul style="list-style-type: none"> <li>先の台風15号により静岡市清水区・葵区の一部、川根町、磐田市など県西部から中部にかけて給油所の設備機器に被害が出た。また、整備工場を営んでいる事業者は、預かり車両が水没するなどの被害が出ている。</li> </ul>
野菜・果実小売業	<ul style="list-style-type: none"> <li>相手方の状況によるので、その期間及び影響の大きさは一概には言えないが、台風15号の影響で、飲食店や給食への納入業がストップしたことで少なからず売上に影響が出ている。</li> </ul>
各種商品小売業	<ul style="list-style-type: none"> <li>9月は連休に台風の影響があり、売上に影響した。24日は停電でほとんどの店が休業した。</li> <li>9月にプレミアム率50%の地域クーポン券が販売され、好調な売れ行きであった。10月より使用できるので、売上UPに期待したい。</li> </ul>
宿泊業	<ul style="list-style-type: none"> <li>昨年9月は、緊急事態宣言による行動制限で観光地は大変厳しい状況であったが、本年9月は行動制限もなく、静岡県民割が浸透し、さらに隣接県を対象が拡大されたことにより全体的に来遊客は増加傾向にあった。しかしながら、今後のコロナウイルス感染拡大の状況、各種燃料費や原材料仕入れ価格の高騰など、宿泊業を取り巻く環境は依然厳しい状況が続くと予想される。</li> </ul>
総合工事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>資材の値上げが継続していることと、天候不順による施工高の減少により利益率が下がっている。来年度の工事予定の話がさっぱり聞かえてこない。</li> <li>9月からプレート等の値上げの話が来た。また、その他の仕入れ材が10月から値上げとの話を仕入れ業者から聞いている。なかなか全体の価格が上がらないので加工費が圧迫されている。資金繰りの方も、仕入れ値が上がっているためではない。</li> </ul>
職別工事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>資材の高騰、労務不足により価格への反映が困難になっている。労務不足ではあるが、材工一式の価格はそれ自体上昇している。しかし、利益に反映できるものでは到底ない。</li> </ul>
道路貨物運送業	<ul style="list-style-type: none"> <li>荷物情報は、全体では昨年同月比、1～2割増加した。9月後半の台風15号により清水地区を中心に停電、断水、水浸等の被害が出ており、組合員の中に業務に影響が出てきているところがある。特に営業車両や倉庫浸水被害は深刻な状況となっている。また、会社自体は被害が無くても従業員の自宅が浸水し、出社することが出来ずに営業ができないという事態も発生している。</li> <li>運賃交渉により価格転嫁すると同時に原価がそれ以上に高騰していく状況。運送業に見切りをつけて車両を減らしている経営者、同じく運送に見切りをつけて他業種に転職する労働者が増えてきている。</li> <li>運賃価格は上昇している傾向に見えるが、荷動きがイマイチで効率が良くない。商品の値上がりにより、消費者が買い控えをしているのかもしれないが、どの業界も荷物が動いていないようである。また、機械や部品関係も調達が順調であるようには感じない。</li> </ul>
道路旅客運送業	<ul style="list-style-type: none"> <li>8月の輸送人員・運送収入とも前年同月をわずかに上回ったものの、コロナ前の同月と比較すると輸送人員がマイナス36%、運送収入がマイナス35%で、7月と比べそれぞれ8ポイントから7ポイント悪くなっている。第7波が落ち着いたことで回復してきているとの声も聞かれ、これから迎える観光需要期に期待する一方で、台風15号の豪雨災害で多数の車両が浸水する被害がでており、メンテナンス部品の供給遅れなど不安材料が残っている。</li> </ul>

## 中小企業のデジタル化に役立つ情報をワンストップで紹介 ポータルサイト「みらデジ」を活用しよう！

「みらデジ」は、中小企業庁が運営(事務局:株パソナ)するWebサイトです。「みらデジ」サイト内の「みらデジ経営チェック」を活用することで、中小企業・小規模事業者のデジタル化を中心とした経営状態を可視化し、経営に役立つ情報収集や支援機関への実施の支援相談につなげるためのポータルサイトです。本Topicsでは、「みらデジ」の概要・使い方などについてご紹介します。

### 1. みらデジとは

中小企業庁では、「デジタル化は必要だと思うけれど、どこから手を付ければよいかわからない、どう進めればよいかわからない」といった中小企業の悩みにワンストップで対応するポータルサイト「みらデジ」をオープンしました。当サイトの「みらデジ経営チェック」を活用することで会社のデジタル化を中心とした経営状態を可視化し、経営に役立つ情報収集や支援機関への実際の支援相談につなげることができるポータルサイトです。



### 2. 「みらデジ経営チェック」でできること

#### ①業界水準と照らし合わせることで会社の現状がわかる！

「みらデジ経営チェック」は、経営課題解決に向けた“気づき”を見つけるための、チェック&サポートツールです。いくつかの設問に回答することで、同地域・同業種の他社と比較した自社の経営課題・デジタル化の進捗状況を知ることができます。無料で利用できますので、まずは自社の状況を確認してみましよう！

#### ②チェック結果をもとにデジタル化をトータルサポート！

「みらデジ経営チェック」の結果確認後、新規利用登録をすることで、マイページが作られ、「みらデジ経営チェック」の結果を保存することができます。また、「相談窓口」に連絡することで、保存された「みらデジ経営チェック」結果をもとに、みらデジ事務局の担当者から「みらデジリモート相談」(無料)等で、デジタル化の取り組みに向けたアドバイスや、各種支援施策、ITツールの解説・ご紹介を受けられるようになります。

## 5つの設問項目

- ・ 経営者としての夢・ビジョンについて
- ・ 経営上の課題について
- ・ ITツール・デジタルサービスについて
- ・ 経営やデジタル化に対する取り組み状況や意識について
- ・ 経営課題への解決方向について



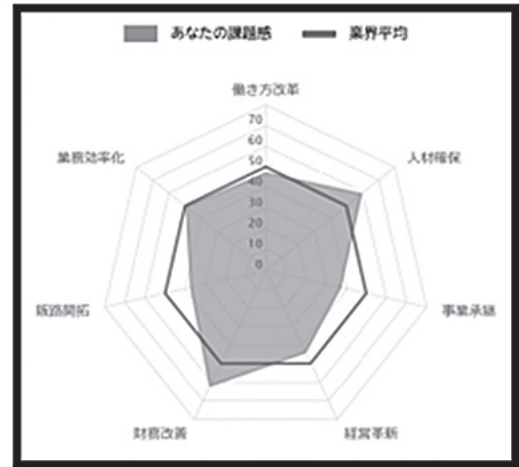
みらデジタル経営チェック(中小企業デジタル経営診断) 令和3年度 事業環境変化対応型支援事業(デジタル化診断事業)

デジタル化実態把握・理解

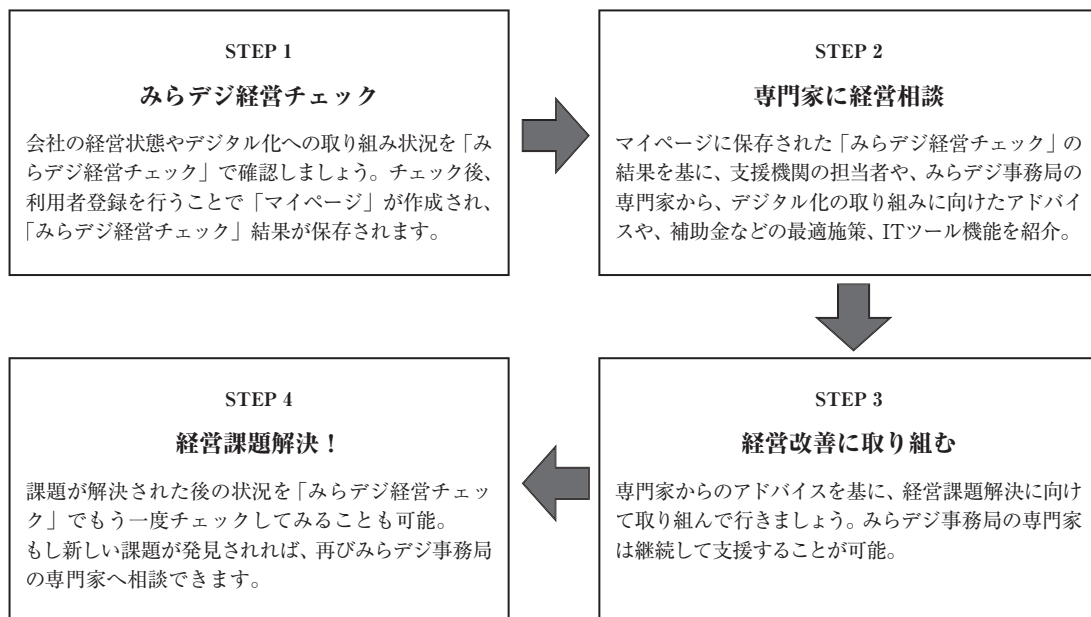
業界水準と比べて、あなたの事業のデジタル化状況の進捗割合を示しています。あなたの事業の現状理解にお役立てください。

■ 自社理解・認識の状態 業界比較

設問	業界比較
職場のデジタル化が必要だと思う/デジタル化しようという意見が多くなっている	😊 進んでいる
業務へのお困りごとを解決するには、ITツールやデジタルサービスをつかうなど、デジタル化が有効だと思う	😊 進んでいる
職場のインターネット環境は整っている/快適につかえる	😐 ふつう
ITツール・デジタルサービスを使うための予算がある/経費をつかっている	😐 ふつう
自社の経営の計画を立て、常に見直している	😐 ふつう



## 3. みらデジ式 経営課題解決のための3つのステップ



### <お問い合わせ先>

令和3年度事業環境変化対応型支援事業（デジタル化診断事業）事務局  
 電話番号：03-6262-6712（受付時間：月～土 9：00～17：00）  
 メール：mira-digi@psona.co.jp

## 障害者 就労支援機器体験会の 参加者募集

静岡県では、障害者雇用を検討、又は、就労支援機器に関心がある企業担当者等向けに、就労支援機器の体験会を開催します。

体験会では、就労支援機器アドバイザーが、拡大読書器等の機器の説明を行うとともに、実物を見て、体験できますので、御関心のある方は、是非御参加ください。

### 開催日等

第1回：令和4年12月21日(水)  
(於：アクトシティ浜松 研修交流センター  
62研究交流室)

第2回：令和5年1月16日(月)  
(於：静岡県男女共同参画センターあざれあ  
第1研修室)

※各回とも、第1部10時～12時、第2部14時～16時の2部制

定員：各部20名の計80名

参加費：無料(交通費、駐車場代等は参加者負担)

※申込方法等の詳細は下記リンクの県HPを御確認ください

### 【静岡県経済産業部労働雇用政策課】



〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6  
TEL：054-221-2811  
HP：https://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-210/2022kikitaiken.html

## 人材シェアマッチングの御案内

静岡県等と(公財)産業雇用安定センターが連携し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業の雇用維持を図るため「人材余剰の企業」から「人材不足の企業」へ一時的に雇用を移動(出向)させる人材シェアマッチングを推進しています。

### ○メリット

人材余剰企業：賃金支払いの負担軽減  
雇用ニーズ回復時の復職が可能  
従業員のキャリアアップ

人材不足企業：人材不足の解消  
(繁忙期等一定期間の人材確保)  
職場のレベルアップ

人材余剰・人材受入情報は、ホームページから全国に無料で発信することができます。

URL: <http://www.sangyokoyo.or.jp/>  
支援を希望される場合は御連絡ください。



### 【お問い合わせ先】

公益財団法人産業雇用安定センター静岡事務所  
静岡市葵区黒金町11-7  
大樹生命静岡駅前ビル12階  
TEL：054-255-1343 (平日9:00～17:00)  
FAX：054-652-3259

## 定住外国人の正社員雇用・定着を 支援するアドバイザーを派遣します

静岡県には、日系ブラジル人等の「定住外国人」が多いという地域特性があり、外国のルーツを生かしたり、言語や文化の違いを越えたりして正社員として活躍しています。

あなたの会社にも定住外国人正社員を活用してみませんか？まずは、何でもお気軽に御相談ください。御相談の内容に応じて、外国人社員採用経験者、外国人相談員、社会保険労務士等の経験や資格を持った専門家を派遣します。

### 【派遣対象】

- ・これから定住外国人の正社員雇用を検討される企業
- ・現在、定住外国人を正社員雇用している企業

### 【費用】

無料

### 【支援内容及び申込方法】

- ・採用までの支援及び採用後の定着支援
  - ・ウェブサイトの申込みフォームから入力
- 詳細は、下記QRコード又はURLから御確認ください。



<http://www.sir.or.jp/multiculture/job/>

### 【お問い合わせ先】

<静岡県事業委託事業者>  
(公財)静岡県国際交流協会  
TEL：054-202-3411 E-mail：info@sir.or.jp

## 海外合同面接会参加企業を募集！

静岡県は、インドネシア、ベトナムで海外合同面接会を開催します。採用の対象は、日本語ができ、現地の大学や大学院を卒業予定(既卒含む)の高度人材(在留資格「技術・人文知識・国際業務」)です。採用から来日、さらに定着までのサポートも実施しておりますので、外国人材の採用に御関心をお持ちの企業様は、是非御参加ください。

### ①インドネシア面接会

日時：令和5年1月19日(木)・20日(金)  
会場：バンドン市内ホテル(予定)

### ②ベトナム面接会

日時：令和5年2月25日(土)・26日(日)  
会場：ハノイ市内ホテル(予定)

### 【ポイント】

- ・在留資格「技術・人文知識・国際業務」では、エンジニア、プログラマー、設計、施工管理、経理、営業、翻訳、通訳等に従事可能
- ・求人票(職種、専門性等)に合った方を事前にスクリーニング
- ・詳細は下記リンクの県HPを御確認ください。

### 【静岡県経済産業部労働雇用政策課】

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6  
TEL：054-221-2811  
HP：https://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-220/04kaigaikoudozinzainenstu.html



## 静岡県立浜松技術専門学校 デジタル化等促進在職者訓練の受講生募集

静岡県立浜松技術専門学校（浜松テクノカレッジ）では、従業員の方を対象に、様々な講習を行っています。今回は、その中の1コースを御紹介します。お申込みはホームページからお願いします。

<https://www.hamamatsu-tech.ac.jp>

### ■プロモーション動画制作

募集期間：令和5年1月13日まで

開催日時：令和5年1月19日(木)、20日(金)

対象者：動画制作に関して企画、撮影、編集、公開までの一連のスキルを身につけた方、Mac OSXの基本操作ができる方。

会場：浜松技術専門学校（浜松テクノカレッジ）

定員：8名

受講料：3,300円（資料代等）

※講習会初日に現金でお支払いください。

内容：新商品のプロモーション、イベント紹介、会社紹介、製品紹介、講演会など、多くのシーンで動画の活用について学ぶ講座です。

## 県立工科短期大学校 従業員の方を対象とした講習の受講生募集 静岡キャンパス

静岡県立工科短期大学校（静岡キャンパス）では、従業員の方を対象に、様々な講習を行っています。今回は、その中の2コースを御紹介します。

これ以外にも様々なコースをご用意しており、本校のホームページにてご案内しています。

お申込みはWebからお願いします。

スキルアップに、是非御活用ください。

<https://scot.ac.jp/support/society/>

### ■機械基礎講習／普通旋盤作業

募集期間：11/24まで

開催日時：12/13、12/14、12/15（9：30～16：00）

定員：6名 受講料：3,300円

内容：普通旋盤（汎用機）加工についての基本的なスキルを習得します。安全作業、測定の基本、外径・内径切削、寸法の出し方、各受講者の技能習得状況に適した課題等

### ■幾何公差の使い方・表し方（入門）

募集期間：12/26まで

開催日時：1/26、1/27（9：30～16：00）

定員：10名 受講料：2,200円

内容：高精度なものづくりとそのグローバル化に必要な幾何公差に焦点をあて、世界で通用する図面に必要な知識を学びます。

※静岡県工業技術研究所で実施

## 県立工科短期大学校 事業主推薦入学試験のご案内

本校では、中小企業の高度なものづくり人材の育成を支援するため、熱意ある優秀な従業員を積極的に受入れる企業向け推薦制度（事業主推薦）を設けております。

また、雇用する労働者に訓練を受講させると、申請により厚生労働省の人材開発支援助成金を受けることができる場合があります。

### ■募集日程、試験科目

回次	出願期間	試験日	試験科目
第2回	令和4年11月22日(火)～12月6日(火)	令和4年12月17日(土)	数学Ⅰ、面接

### ■募集人員

機械・制御技術科 11名程度、電気技術科 若干名、建築設備科 9名程度、機械・生産技術科 9名程度、電子情報技術科 5名程度、情報技術科 2名程度、ただし、高校長推薦を含みます。

### ■これまでの入学実績

合計 8社 9名

※重複推薦入学の企業あり

(R4年度 4社 4名、R3年度 5社 5名)

### ■その他

学校の様子等が知りたい企業様は、見学等可能ですので、お気軽に学校まで御連絡ください。

【静岡キャンパス】TEL：054-345-2033 【沼津キャンパス】TEL：055-925-1073

### <入試についての問い合わせ先>

静岡キャンパス 〒484-0881 静岡市清水区楠160 TEL：054-345-2033

### ■学生の声

- ・多様な専門知識の習得、技能向上ができています。
- ・会社に戻って、現場リーダーとして活躍できるスキルを学んでいます。



<https://scot.ac.jp>



## 「中小企業診断士をご存じですか」

皆様の組合が中央会の施策を活用して事業を行う際に、よく中小企業診断士の誰々という専門家が中央会から紹介され、事業を支援されることがあると思います。中小企業診断士とは、中小企業支援法に基づき、国家試験をパスし経済産業大臣に認められて登録された国家資格の経営コンサルタントです。

皆様の組合員企業の経営や組合の事業を支援する仕事をしています。具体的には、創業から経営改善・革新・再生・承継と、企業の一連のサイクルに応じて、経営全般に関する相談助言・診断・企画提案・補助金活用やBCP策定含む各種経営・事業計画の作成支援研修講師など、幅広く実務的な面からお手伝いしています。いわば経営者様の身近なパートナー、ときにはコーチと思ってください。

さらに、税理士はじめ他の士業や中央会もそのひとつですが、経済団体また行政とも連携し、その調整役を担うこともあります。こうした位置づけも活かし、最適な方法を考え皆様が抱える問題解決や新たな展開のために有益な情報や具体的なノウハウの提供をし、伴に走っていきます。

このように中小企業診断士は、診断だけに留まらず、経営者様の信頼を得て、その企業の未来創造をお手伝いする専門家です。



一般社団法人  
静岡県中小企業  
診断士協会 会長  
**鈴木 宣二**



9月に発生した台風15号による甚大な被害により亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたします。また、県内多くの地域で大雨による河川の氾濫、土砂崩れ、断水など甚大な被害が発生しました。台風被害を受けられた地域の皆様の一日も早い復旧を心からお祈り申し上げます。

近年では、地球温暖化の影響で台風やゲリラ豪雨、線状降水帯による豪雨災害も増え、

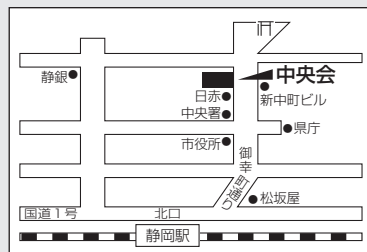
毎年のように全国各地で被害が報告されています。

台風などの豪雨災害による被害を最小限に抑え、自身や家族を守るためには日頃から防災意識を高めることが重要であると今回の台風で改めて知らされました。

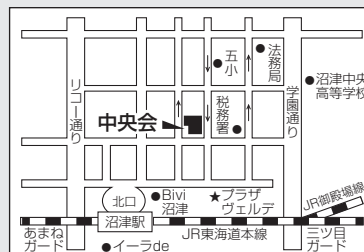
「自分の命は自分で守る」という自助意識や、地域社会で助け合う共助意識を忘れずに、普段から備えていきたいものです。（飯田）

## 中小企業静岡11月号（通巻828号）

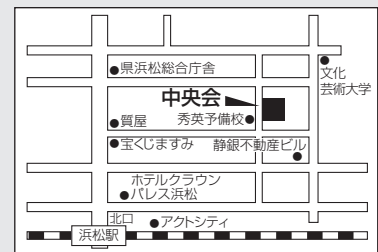
- 発行人／静岡県中小企業団体中央会 〒420-0853 静岡市葵区追手町44-1 TEL／054-254-1511 FAX／054-255-0673  
 東部事務所 〒410-0046 沼津市米山町6番5号 TEL／055-926-8220 FAX／055-926-8230  
 沼津商工会議所会館4階
- 西部事務所 〒430-0929 浜松市中区中央1丁目17-19 TEL／053-453-2195 FAX／053-453-2198
- 中央会ホームページ <https://www.siz-sba.or.jp/> ● E-mailアドレス [webmaster@siz-sba.or.jp](mailto:webmaster@siz-sba.or.jp)  
 皆様のご意見をお待ちしております。（TEL、FAX等でもお受け致します。）



静岡事務所



東部事務所



西部事務所

# 静岡労働局からのお知らせ

## 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です

労働基準部監督課  
Tel.054-254-6352

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が「しわ寄せ」となって、下請等中小企業者における働き方改革の妨げとなってはいけません。

静岡労働局では、11月の「しわ寄せ防止キャンペーン月間」中、「過重労働解消キャンペーン」や公正取引委員会・中小企業庁による「下請取引適正化推進月間」の各種取組と連携しながら、下請等中小企業者に対して適切なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」が生じないように、各種対策に取り組めます。

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



### しわ寄せ防止のための総合対策4つの柱

- ① 関係法令等の周知広報
- ② 労働局・労基署等の窓口等における「しわ寄せ」情報の提供
- ③ 労働局・労基署による「しわ寄せ」防止に向けた要請等・通報
- ④ 不当な行為事例の周知・広報

## くるみん・えるぼし認定授与式を開催しました

雇用環境・均等室  
Tel.054-252-5310

令和4年9月9日、静岡労働局(石丸局長)は、くるみん認定、プラチナくるみん認定、えるぼし認定を受けた企業に対し、合同授与式を行いました。(15企業出席)

令和4年3月から令和4年7月までに認定を受けた企業は合計で20社に上り、この結果、令和4年7月31日現在のくるみん認定企業は108社、プラチナくるみん認定は28社、えるぼし認定は46社、プラチナえるぼし認定は4社となっています。



### プラチナくるみん認定



企業名一覧	
日本プラスチック株式会社	浜松磐田信用金庫

## 令和4年10月から育児休業給付制度が改正されました

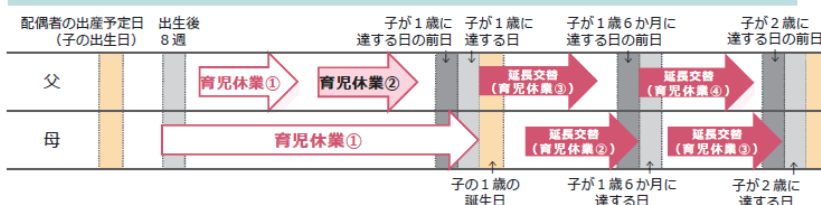
職業安定部職業安定課  
Tel.054-271-9950

雇用保険の被保険者の方が、子の出生後8週間の期間内に合計4週間分(28日)を限度として、産後パパ育児休業(出生時育児休業・2回まで分割取得できます)を取得した場合、一定の要件を満たすと「出生時育児休業給付金」の支給を受けることができます。また、原則1歳未満の子を養育するために育児休業(2回まで分割取得できます)を取得した場合、一定の要件を満たすと「育児休業給付金」の支給を受けることができます。

※令和4年10月1日以降に開始する育児休業が対象です。

また、1歳に達する日後の期間について、保育所等における保育の実施が当面行われぬなどの事情がある場合、1歳6か月または2歳に達する日以前までの期間、育児休業給付金の対象となります。

### 延長交替の取得例



※ご不明な点は、管轄のハローワークにお問い合わせ下さい。

(管轄について) <https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/hw/hw-annai.html>

# 65歳超雇用推進助成金のご案内

高齢者の雇用の安定に資する措置を講じる事業主の方に、国の予算の範囲において、以下の助成金を支給しています。

## 65歳超継続雇用促進コース

令和4年4月1日以降に就業規則等により65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上までの継続雇用制度の導入、他社による継続雇用制度の導入のいずれかの措置を規定し、当該就業規則の改定等について専門家等に委託し経費を支出したことなど一定の要件に当てはまる事業主に、対象被保険者数、定年等を引上げる年数等に応じて、以下の額を支給します。

### ・定年の引上げ又は定年の廃止、継続雇用制度の導入

措置内容 対象被保険者数	65歳への 定年引上 げ	66～69歳への定年の引上げ		70歳以上への 定年の引 上げ(注)	定年の定め の廃止 (注)	66～69歳への 継続雇用 の引上げ	70歳以上への 継続雇用の 引上げ(注)
		5歳未満	5歳以上				
1～3人	15万円	20万円	30万円	30万円	40万円	15万円	30万円
4～6人	20万円	25万円	50万円	50万円	80万円	25万円	50万円
7～9人	25万円	30万円	85万円	85万円	120万円	40万円	80万円
10人以上	30万円	35万円	105万円	105万円	160万円	60万円	100万円

### ・他社による継続雇用制度の導入

措置内容	66～69歳 への継続 雇用の引 上げ	70歳以上 への継続 雇用の引 上げ(注)
支給上限額	10万円	15万円

※当コースは、令和4年度から申請受付期間が変更になりました。申請は、定年引上げ等の実施日が属する月の翌月から起算して4か月以内の各月月初から5開庁日までに、必要な書類を添えて申請窓口へ提出してください。

※ 令和3年3月31日までに支給申請を行い70歳未満の取組みによりに本コースを受給した事業主が、70歳以上の措置を導入した場合は、上記助成額から既受給額を差し引いた額を助成します。

※ 複数の取組みを実施した場合であっても支給額はいずれか高い額のみとなります。

(注)旧定年年齢、旧継続雇用年齢、他の事業主における旧継続雇用年齢が70歳未満の場合に支給します。

## 高齢者評価制度等雇用管理改善コース

認定された雇用管理整備計画に基づき高齢者雇用管理整備措置を実施した場合の、当該措置の実施に必要な専門家への委託費等及び当該措置の実施に伴い必要となる機器、システム及びソフトウェア等の導入に要した経費を支給対象経費（注）とし、支給対象経費に60%（中小企業事業主以外は45%）を乗じた額を支給します。

なお、生産性要件を満たす事業主の場合は、支給対象経費の75%（中小企業事業主以外は60%）を乗じた額となります。

高齢者雇用管理整備措置の種類	支給対象経費
イ 高齢者に係る賃金・人事処遇制度の導入・改善	<input type="checkbox"/> 高齢者の雇用管理制度の導入等（労働協約又は就業規則の作成・変更）に必要な専門家等に対する委託費、コンサルタントとの相談に要した経費  <input type="checkbox"/> 上記の経費の他、左欄の措置の実施に伴い必要となる機器、システム及びソフトウェア等の導入に要した経費（計画実施期間内の6か月分を上限とする賃借料またはリース料を含む）
ロ 労働時間制度の導入・改善	
ハ 在宅勤務制度の導入・改善	
ニ 研修制度の導入・改善	
ホ 専門職制度の導入・改善	
ヘ 健康管理制度の導入	
ト その他の雇用管理制度の導入・改善	

(注) その経費が50万円を超える場合は50万円。なお、企業単位で1回に限り、経費の額にかかわらず、当該措置の実施に50万円の費用を要したものとみなします。

## 高齢者無期雇用転換コース

認定された無期雇用転換計画に基づき50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して、対象労働者1人につき48万円（中小企業事業主以外は38万円）を支給します。

なお、生産性要件を満たす場合は対象労働者1人につき60万円（中小企業事業主以外は48万円）となります。

また、対象労働者は1支給年度（4月～翌年3月まで）1適用事業所あたり10人までとなります。

※ 助成金の受給のためには、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第8条及び第9条第1項の規定と異なる定めをしていないことなど、一定の要件を満たす必要があります。

詳細な要件につきましては各助成金の「支給申請の手引き」をご確認くださいませようお願いします。



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

静岡支部

TEL 054-280-3622